

調達要求番号：4KXT1AA0017

陸上自衛隊仕様書	
集合教育部外委託教育	仕様書番号
	サ教-3
	作成 令和6年7月1日
	変更
作成部隊等名	システム通信・サイバー 校サイバー教育部 サイバー教官室

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校における集合教育（以下、「集合教育」という。）の部外委託教育に係る役務について必要事項を規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語の定義は、次によるほか、引用文書による。

#### 1.2.1 学生

本役務で実施する部外委託教育を受ける教育対象の者をいう。

#### 1.2.2 講師

学生に対し講義や解説を実施する者をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約締結後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議するものとする。

##### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### 1.3.2 関連文書

##### a) 法令等

秘密保全に関する訓令[防衛省訓令第36号(19.4.27)]

防衛省の情報保証に関する訓令[防衛省訓令第160号(19.9.20)]

秘密保全に関する達[陸上自衛隊達第41-2号(19.7.30)]

陸上自衛隊の情報保証に関する達[陸上自衛隊達第61-8号(19.12.17)]

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について(通達)

[防防調第4607号(19.4.27)]

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)

[防運情第9248号(19.9.20)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)

[防装庁(事)第137号(令和4年3月31日)]

## 2 業務に関する要求

### 2.1 役務内容

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校サイバー教育部サイバー教官室(以下、「教官室」という。)における集合教育の修学効果を向上させるため、集合教育参加学生等に対して、実習による教育を実施するものとする。

### 2.2 一般的要求事項

#### 2.2.1 教育実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに教育管理体制、教育の実施計画等を記載した教育実施計画書を作成し、教官室に提出するものとする。教育実施計画書には、本教育の実施体制(講師の略歴等を含む。)及び工程等を含むものとする。また、教育実施計画書に変更が必要な場合は、教官室に報告するとともに、教官室と協議の上、変更を行うものとする。

#### 2.2.2 実施時期

上期及び下期の下記2回とし細部は調整によるものとする。

- a) 上期:令和6年10月2日～8日(土日を除く5日間)
- b) 下期:令和7年1月下旬～上旬(5日間)

#### 2.2.3 実施対象

集合教育参加学生等とし、各期の受講者数は下記のとおりとする。

- a) 上期:最大10名
- b) 下期:最大10名

#### 2.2.4 役務実習場所

陸上自衛隊久里浜駐屯地正門より直線距離で5km以内に位置し、駐車場を有する施設とし、輸送に際しては路上停車を伴わず安全に乗降できる場所とする。

#### 2.2.5 教材

- a) 契約相手方は、2.3項に定める実習の実施に必要なテキスト、マニュアル、端末、ネットワーク環境等、役務に必要な機器類を提供するものとする。
- b) 実習環境は、次によるものとする。
  - 1) 学生1人1台以上の実習用PC端末を利用できること。
  - c) 役務作業で作成した教材等の取扱いについては、別途取り決めるものとする。

## 2.3 教育内容

実習内容は、2.3.1項に定める内容を含むとともに、2.3.2に定める要領によるものとし、細部は教官室と協議するものとする。

### 2.3.1 教育項目

- a) セキュアコーディング技術（基準）
- b) ペネトレーションテスト用ツール作成技術（基準）
- c) 不正通信検知回避技術（基準）

### 2.3.2 教育要領

- a) 座学及び実習による教育
- b) アクティブラーニングを取り込んだ教育

### 2.3.3 実施完了報告書の提出

契約相手方は、上期及び下期のそれぞれの教育終了後速やかに実施完了報告書を提出するものとする。実施完了報告には以下の項目を記載するものとする。

- a) 各学生の成績
- b) 教育実施過程での課題や改善点
- c) 教育実施に関する進捗管理状況
- d) 教官室における教育に対するフィードバック
- e) 上期教育における教訓事項及び下期教育への要反映事項（上期のみ）

## 2.4 実施体制

### 2.4.1 実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、「個人従事者」という。）であること。
- b) 契約相手方は、ISO/IEC 27001（ISMS）を取得していること。
- c) 個人従事者は、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの情勢や技術動向について十分な知識と経験を有していること。
- d) 契約相手方は日本語で資料の作成及び教育が実施できることとする。
- e) 契約相手方は、セキュリティ及びサイバーセキュリティの情勢や技術動向について研究する機能及び態勢を有していること。
- f) 契約相手方は、下記要素を含んだ情報セキュリティ対策支援を顧客に提供可能な体制を持っていること。
  - 1) 脆弱性診断
  - 2) マルウェア解析
  - 3) インシデント対応支援

- g) 契約相手方は、セキュリティ技術の研究実績を有していること。
- h) 契約相手方は、本役務と同様のセキュリティトレーニングを、過去3年以内に官公庁向けに10回以上実施した経験を有していること。

### 3 情報保証及び秘密保全

- 3.1 契約相手方は、本契約の履行により直接または間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.2 契約相手方は役務作業で生じた各種資料等については、部外での利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。
- 3.3 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担することとする。
- 3.4 この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

### 4 提出資料

提出資料は下表によるものとし、提出前に官側の確認を受けるものとする。

表 提出資料

番号	提出資料	提出方式	数量	提出時期	提出先
1	教育実施計画書	電子媒体	1部	契約後速やかに	教官室
2	実施完了報告書（上期）			各教育終了後速	
3	実施完了報告書（下期）			やかに	

### 5 その他

#### 5.1 官側における支援

契約相手方は、官側の支援を必要とする場合、官側と協議の上、次の支援を受けることができる。

- a) 役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 役務に必要な官側施設及び機器の使用
- c) 役務に必要な官側の人員による支援
- d) その他官側が必要と認めたもの

#### 5.2 仕様書に関する疑義

契約相手方は、この仕様書の内容に関し疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等に疑義の解決又は意見の調整を得るものとする。

#### 5.3 制限事項

教育の内容、実施要領及び教育状況等の情報共有に関しては、下請け業者を含む関係者のみに限定するものとする。